

中小企業倒産防止共済制度(委託団体)

	様式名称・様式番号	保存期間	
		現行	改正後
1	中小企業倒産防止共済契約申込書 様式101-	共済契約の有効期間	当該申込者に係る最初の中小企業倒産防止共済契約者管理票(様式208)を受領するまで、但し、中小企業倒産防止共済契約の締結拒絶通知書(様式343)を受領した場合はその時点まで
2	中小企業倒産防止共済契約者登録台帳(委託団体・取扱店)記入 様式103	共済契約の有効期間	(様式を廃止する。)
3	中小企業倒産防止共済委託団体とりまとめ票 様式109-	当該事業年度末の翌日から起算して2ヵ年	変更なし
4	中小企業倒産防止共済掛金請求内訳票 様式201-	当該事業年度末の翌日から起算して2ヵ年	変更なし
5	中小企業倒産防止共済契約者管理票 様式208	共済契約の有効期間	1月から6月までの掛金納付状況等を記載した当該管理票(「半年分管理票」という。)はその後受領する1月から12月までの掛金納付状況等を記載した当該管理票(「通年分管理票」という。)の受領時までとして、当該通年分管理票は翌年分に係る通年分管理票の受領時までとする。
6	中小企業倒産防止共済掛金前納申出書 様式214-	当該事業年度末の翌日から起算して2ヵ年	前納掛金期間終了後6ヵ月
7	中小企業倒産防止共済金貸付請求書 様式301-	共済契約の有効期間	当該事業年度末の翌日から起算して1ヵ年
8	中小企業倒産防止共済金償還開始通知書兼償還計画表 様式315-	共済契約の有効期間	(様式を廃止する。)
9	中小企業倒産防止共済金貸付請求に関する倒産した取引先事業者との取引実績表 様式337-	共済契約の有効期間	当該事業年度末の翌日から起算して1ヵ年
10	中小企業倒産防止共済契約者承継申出書 様式501-	共済契約の有効期間	当該事業年度末の翌日から起算して1ヵ年
11	中小企業倒産防止共済契約者登録台帳(委託団体・代理店)記入 様式502	共済契約の有効期間	(様式を廃止する。)